

別表第1 (第3条関係)

指導及び処分の基準

持 点	指定工事店	責任技術者
2点以下のとき	文書注意	文書注意
2点を超え4点以下のとき	文書厳重注意	文書厳重注意
4点を超え6点以下のとき	1月間の指定効力停止	1月間の登録効力停止
6点を超え8点以下のとき	2月間の指定効力停止	2月間の登録効力停止
8点を超え10点以下のとき	6月間の指定効力停止	6月間の登録効力停止
10点を超えたとき	6月間の指定効力停止又は 指定取消し	6月間の登録効力停止 又は登録取消し

別表第2 (第3条関係)

持 点

本要綱施行日（本要綱施行日以降において、指定又は登録された場合は、その指定日又は登録日）における持点	指定工事店	0点
	責任技術者	0点
条例等の違反行為がなされた場合における持点	指定工事店	当該条例等の違反行為が確認される前に有した持点に、当該条例等の違反行為の点数を加えた点数
	責任技術者	当該条例等の違反行為が確認される前に有した持点に、当該条例等の違反行為の点数を加えた点数
指定又は登録の効力の停止期間が満了した日における持点	指定工事店	指定の効力が停止されたときの持点から1点を減じた点数
	責任技術者	登録の効力が停止されたときの持点から1点を減じた点数

別表第3 (第3条関係)

条例等の違反行為の種類と加点数

1 指定工事店

該当条項	条例等の違反行為の内容	加点数
(排水設備等の工事の検査) (1) 福島市下水道条例 (昭和46年条例第59号。 以下「条例」という。)第9 条関連	条例第9条に規定する工事が完成した日から 5日以内に完成届を提出しなかった場合	1点
(遵守事項) (2) 福島市排水設備指定工 事店等に関する規則第14条 関連	正当な理由がなく工事を拒否した場合 工事を適正な工費で施工しなかった場合及び 工事契約時に必要事項を明確に示さなかった場 合 工事の全部又は大部分を一括して委託し、又 は請け負わせた場合 自己の名義を他の業者に貸与させた場合 条例第6条の確認を受けずに工事に着手した 場合 責任技術者の監理の下で施工を行わなかった 場合 工事完成後1年以内に生じた故障等について 天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によ るものでない修理を無償で行わなかった場合	1点 1点 1点 2点 2点 1点 2点
(排水設備工事責任技術者) (3) 条例第8条の3関連	検査で不合格とされたにもかかわらず、市か ら指示された手直し工事を行わなかった場合 工事が竣工した際に行われる市の完了検査に 当該工事の監理を行った責任技術者を立ち会わ せなかった場合	2点 1点
(4) 以上の他、排水設備 工事を行わせることにつ き著しく不適当な事 由があると市長が認め るとき		1点～4点

2 責任技術者

該 当 条 項	条例等の違反行為内容	加点数
(排水設備等の工事の検査) (1) 条例第9条関連	条例第9条に規定する工事が完成した日から5日以内に当該排水設備工事の完成届を提出しなかった場合	1点
(遵守事項) (2) 福島市排水設備指定工事店等に関する規則第14条関連	自己の名義を他の業者に貸与した場合 条例第6条の確認を受けずに工事に着手した場合 責任技術者が担当する排水設備工事の監理を行わなかった場合	2点 2点 1点
(排水設備工事責任技術者) (3) 条例第8条の3関連	検査で不合格とされたにもかかわらず、市から指示された手直し工事を行わなかった場合 正当な理由がなく、工事が竣工した際に行われる市の完了検査の立会いを拒否した場合	2点 1点
(4) 以上の他、排水設備工事を行わせることにつき著しく不適当な事由があると市長が認めるとき		1点～4点